

第1回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年3月30日（月）19:00～

場所：八頭町役場 本庁舎 3階 大会議室

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 町長あいさつ

4. 委員の紹介

5. 策定スケジュールの確認

6. 委員長・副委員長の選任

7. 学習会

■「自治基本条例制定に向けて」（講師：上田委員長）

＝ 「自治基本条例」というものの概要や自治基本条例の理念、必要性について学習し、委員相互の理解を図った。

【 内 容 】

- (1) 条例とは何か？
- (2) 自治基本条例とは何か？
- (3) 自治基本条例は何故必要か？
- (4) 自治基本条例不要論について

8. その他

＝ 委員長を中心にして、自治基本条例等について意見交換を行った。

【主な意見】

<委員長>

＝ 憲法、法令は契約であり、本来は国民が決めるべきものを国に委ねている。それを町における自治に関しても行っていく必要がある。「するな＝禁止」、「してください＝義務」はどちらも契約である。

≫ 地方分権一括法はいつ制定されたのか。

<事務局>

＝ 平成12年4月。国と地方との関係が「上下」から「対等」へと変わった重要な法律である。

≫ 他の条例との整合性はどうか。

<委員長>

＝ 当然整合性をとる必要がある。自治基本条例は比較的抽象的な条文であるので、詳細については個別条例で対応することとなる。

≫ なぜ、この条例だけ住民委員で検討するのか。公募とはいえ、町民から推されて委員となった訳でもないのに、私たちだけで決めて良いのか。

<委員長>

＝ 「町民が主体となって自治を行っていく」ためのルールを定める条例なので、策定段階から住民が中心となって検討する必要がある。この条例が「まちの憲法」、つまり、最高規範であると呼ばれる所以はそこにある。

※【最高規範性】

①「自治の基本ルールを定めている点」

②「住民が中心となって検討するという策定過程」

法的には、他の条例と同等だが、上記の理由により、実質の最高規範となる。

<事務局>

＝ スケジュールにもあったとおり、シンポジウムや講演会などを行うことによって、今後、町民に情報提供をしていく必要がある。

≫ 議会は条例検討にどう関わるのか？

<事務局>

＝ 折をみて、進捗状況等を議会に報告する予定であり、議会とも情報交換

をしたいと考えている。

- ≫ 職員で研修、検討したということだが、素案みたいなものはあるのか？条文を一つ一つ最初から委員だけで作っていくのか。

<事務局>

= 職員が検討した素案はあるが、自治基本条例やこの策定委員会の趣旨からいって、極力それを出さない方が良く考えている。しかし、委員の皆さんのご意見によってはお示したいと思っている。

- ≫ 全員で一緒に検討するのか。分会みたいなものを設けて検討してはどうか。

<事務局>

= とりあえずは全員で検討を行い、共通理解を図りたい。部会のようなものが必要であれば、今後考えたい。

<委員長>

= 自治の根幹は「まちをどうしたいか？」ということ。委員のみなさんは、「八頭町をどんなまちにしたい」と思われますか。また、「まちの課題」は何だと思われますか。

今回は、「まちの課題」について、各委員の意見を発表していただきたい。

※ 今回は、「まちの課題」について、意見交換を行う。

9. 閉 会

以 上。